第

5 5 6 0

号

ダァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年

9月 28日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行 : 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

無償返還の届出

○ :個人と同族会社との間で土地を賃借す る場合は、無償返還の届出をしないと借地権 課税の問題が生じることがあると聞きました。 無償返還の届出ってどんなものですか?

A:無償返還の届出は、借地権はないとい う場合に提出するものです。

【解説】

無償返還の届出とは、個人と同族会社、同 族会社相互間で借地権を設定せず借地取引き をするという場合に、当事者間が連名にて税 務署長に届出するもので、この届出をし、そ の借地契約書に将来無償でその土地が返還さ れることを明らかにしているときは、借地権 の認定課税がされないこととなっています。

ただし、この取扱いは当事者間において借 地権がないということを前提にしていますの で、一部でも権利金を収受したり、特別な経 済的利益を受けたりする場合には適用があり ませんので注意してください。

無償返還の届出は、借地契約で土地の無償 返還を定めたときに、遅滞なく提出すること とされているものですが、この場合の遅滞な くとは、一般的に、その借地契約を締結した 日の属する事業年度の確定申告書の提出期限 ぐらいのことをいうのでしょうが、実務では、 もっと弾力的に取り扱われています。

なお、無償返還の届出をした場合には、権 利金は授受する必要はありませんが、相当の 地代は授受しなければなりません。相当の地 代に満たない地代しか授受していないときは、 その差額について地代の認定がなされます。







